

天童市市有地等における放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成31年3月27日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、市有地等における放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、当該市有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置自動車 正当な権原に基づき置くことが認められた場所以外に継続して14日以上使用しないまま置き去られている自動車をいう。
- (3) 所有者等 自動車の所有権、使用権又は占有権を有している者であつて、当該自動車を放置し、又は放置させた者をいう。
- (4) 市有地等 市が所有し、又は管理する土地をいう。
- (5) 処分等 放置自動車を撤去し、及び処分するために行う必要な措置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(放置の禁止)

第4条 何人も、正当な理由なく市有地等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(調査等)

第5条 市長は、市有地等に放置自動車があるときは、規則で定めるところにより、当該放置自動車の状況、所有者等その他の必要な事項を調査し、及び当該放置自動車の撤去を促すための警告書を当該放置自動車に貼り付けるものとする。

2 市長は、当該放置自動車が施錠されている場合にあっては、前項の規定による調査を行うために必要最小限の範囲内で当該放置自動車の施錠を解除させることができるものとする。

3 前2項の規定による調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(放置自動車の移動及び保管)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車をあらかじめ市長が定めた場所に移動し、保管することができる。

- (1) 市有地等の利用に著しい支障が生じているとき。
- (2) 市有地等及びその周辺的生活環境の保全に著しい支障が生じているとき。
- (3) 市有地等及びその周辺の地域的美観を著しく損なっているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管したときは、その放置されていた市有地等に、当該放置自動車を移動し、保管した旨を表示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、当該放置自動車を移動した旨及び当該放置自動車の引取りについての通知をしなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明なときは、規則で定めるところにより、当該放置自動車を移動した旨及び当該放置自動車の引取りについて公示するものとする。

(所有者等への勧告)

第7条 市長は、市有地等において、第5条第1項の調査により放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

2 市長は、第5条第1項の規定による調査の結果、判明した放置自動車の所有者等の行方が分からないときは、前項の規定による勧告を民法（明治29年法律第89号）第98条に規定する公示の方法により行うものとする。

(撤去命令)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わず放置自動車を撤去しないときは、当該所有者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

(放置自動車の使用の終了)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車の使用を終了し、及び所有権を放棄したものとみなすことができる。

- (1) 第5条第1項の規定による調査の結果所有者等が判明しなかった場合において、当該放置自動車の発見から1月以上を経過したとき。
- (2) 第7条第2項の規定により撤去の勧告を公示の方法によって行った場合において、民法第98条第3項の規定により当該撤去勧告が到達したものとみなす日から1月以上を経過しても、所有者等が当該放置自動車を撤去しないとき。
- (3) 所有者等が、第8条の規定により撤去命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なく、期限までに当該放置自動車を撤去しないとき。

2 市長は、前項の規定により放置自動車の使用を終了したとみなした場合は、当

該放置自動車の所有者等へ当該放置自動車の使用を終了したとみなしたことの通知を行わなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき又は所有者等が判明したが住所、居所その他の連絡先が不明なときは、規則で定めるところにより、当該放置自動車の使用を終了したとみなした旨について公示するものとする。

(処分等)

第10条 市長は、前条の規定による放置自動車の使用を終了したとみなしたことの通知又は公示の日から起算して3月を経過してもなお当該放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車の処分等を行うことができる。

(放置自動車内等の物品)

第11条 市長は、前条の規定により放置自動車の処分等を行う時点において、当該放置自動車の内部に置かれ、又は明らかに当該放置自動車に付随して置かれている物品であつて、当該放置自動車の一部をなすものでないものがあるときは、当該物品に対して所有者等の所在が明らかな場合にあっては当該所有者等に引き渡し、所有者等が判明しない場合又は所有者等が判明したが住所、居所その他の連絡先が不明な場合にあっては当該物品を遺失物法（平成18年法律第73号）に規定する拾得をした物件として、山形県天童警察署に提出するものとする。

(費用の請求)

第12条 市長は、第6条の規定により放置自動車の移動、保管を行った場合及び第10条の規定により放置自動車の処分等を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該放置自動車の移動、保管及び保管場所の占有及び処分等に要した費用を請求することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。